

角田市週休2日工事実施要領の一部改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>完全週休2日</u> 対象期間の全ての週において、2日間以上の休日を取得したと認められる状態をいう。</p> <p>(7) 月単位の週休2日 対象期間の全ての月において、4週8休以上の休日を取得したと認められる状態をいう。</p> <p>(8)～(9) 省略</p> <p>(対象工事の選定)</p> <p>第3条 週休2日工事の対象は、市又は市上下水道事業所が発注する土木工事（電気通信設備工事及び土木機械設備工事を含む。）、上下水道工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）及び管繕工事（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事を含む。）とする。ただし、次に掲げる工事を除く。</p> <p>(1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事</p> <p>(2) その他、週休2日工事に適しないと判断される工事<u>（実作業期間が7日間未満なる工事等）</u></p> <p>(発注種別・区分)</p> <p>第4条 週休2日工事の種別は、現場閉所型を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については交替制とすることができる。</p> <p>2 週休2日の区分は、「<u>完全週休2日</u>」と「月単位の週休2日」とする。</p> <p>3 発注者は、受注者に対し、工事着手前に週休2日の区分について協議するものとする。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>通期の週休2日</u> 対象期間の全体において、4週8休相当以上の休日を取得したと認められる状態をいう。</p> <p>(7) 月単位の週休2日 対象期間の全ての月において、4週8休以上の休日を取得したと認められる状態をいう。</p> <p>(8)～(9) 省略</p> <p>(対象工事の選定)</p> <p>第3条 週休2日工事の対象は、市又は市上下水道事業所が発注する土木工事（電気通信設備工事及び土木機械設備工事を含む。）、上下水道工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）及び管繕工事（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事を含む。）とする。ただし、次に掲げる工事を除く。</p> <p>(1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事</p> <p>(2) その他、週休2日工事に適しないと判断される工事</p> <p>(発注種別・区分)</p> <p>第4条 週休2日工事の種別は、現場閉所型を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については交替制とすることができる。</p> <p>2 週休2日の区分は、「<u>通期の週休2日</u>」と「月単位の週休2日」とする。</p> <p>3 発注者は、受注者に対し、工事着手前に週休2日の区分について協議するものとする。</p>

角田市週休2日工事实施要領の一部改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(積算方法)</p> <p>第7条 発注者は、当初積算時においては、第4条第1項の規定による種別に 応じ、別表第1-1に定めるところにより、「<u>完全週休2日</u>」の達成を前提と した補正係数を各経費に乗じるものとする。なお、第5条第9項の規定によ り現場閉所型から交替制に種別を変更する場合は、対応する経費について設 計を変更するものとする。</p> <p>2 <u>工事着手前に「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」のいずれかに取 り組むことを協議し、かつ、当該取組を達成した場合は、精算変更時に、達 成した区分に応じて補正係数を確定又は変更する。また、「完全週休2日」及 び「月単位の週休2日」のいずれの取組も未達成の場合は、精算変更時に補 正分を減額変更するものとする。</u></p> <p>3 土木工事、農林土木工事及び上下水道工事において、市場単価方式及び標 準単価方式については、各工種に応じて別表2-1から別表2-4<u>まで</u>に定 める補正係数を乗じて積算する。</p> <p>4 営繕工事において、市場単価及び物価資料の掲載価格については、各工種 に応じて別表2-5に定める補正係数を乗じて積算する。</p> <p>5 発注者は、当初積算を行う際には、PR看板の設置に係る経費を計上する ものとする。</p> <p>(積算方法)</p>	<p>(積算方法)</p> <p>第7条 発注者は、当初積算時においては、第4条第1項の規定による種別に 応じ、別表第1-1に定めるところにより、「<u>通期の週休2日</u>」の達成を前 提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。なお、第5条第9項の規定 により現場閉所型から交替制に種別を変更する場合は、対応する経費につい て設計を変更するものとする。</p> <p>2 <u>前項の場合において、工事着手前に「月単位の週休2日」に取り組むこと を協議し、かつ、「月単位の週休2日」を達成した場合は、精算変更時に 「月単位の週休2日」の補正係数に変更する。また、「通期の週休2日」が 未達成の場合は、精算変更時に補正分を減額変更するものとする。</u></p> <p>3 土木工事、農林土木工事及び上下水道工事において、市場単価方式及び標 準単価方式については、各工種に応じて別表2-1から別表2-4に定める 補正係数を乗じて積算する。</p> <p>4 営繕工事において、市場単価及び物価資料の掲載価格については、各工種 に応じて別表2-5に定める補正係数を乗じて積算する。</p> <p>5 発注者は、当初積算を行う際には、PR看板の設置に係る経費を計上する ものとする。</p> <p>(積算方法)</p>
<p>第10条 発注者は、当初積算時においては、第4条第1項の規定による種別 に応じ、別表第1-2に定めるところにより、「<u>完全週休2日</u>」の達成を前提 とした補正係数を各経費に乗じるものとする。</p> <p>2 <u>工事着手前に「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」のいずれかに取 り組むことを協議し、かつ、当該取組を達成した場合は、精算変更時に、達</u></p>	<p>第10条 発注者は、当初積算時においては、第4条第1項の規定による種別 に応じ、別表第1-2に定めるところにより、「<u>通期の週休2日</u>」の達成を 前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。</p> <p>2 <u>前項の場合において、工事着手前に「月単位の週休2日」に取り組むこと を協議し、かつ、「月単位の週休2日」を達成した場合は、精算変更時に</u></p>

角田市週休2日工事実施要領の一部改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>成した区分に応じて補正係数を確定又は変更する。また、「完全週休2日」及び「月単位の週休2日」のいずれの取組も未達成の場合は、精算変更時に補正分を減額変更するものとする。</u></p> <p>3 土木工事、農林土木工事及び上下水道工事における市場単価方式及び標準単価方式については、各工種に応じて別表2-1から別表2-4<u>までに</u>定める補正係数を乗じて積算する。</p> <p>4 営繕工事における市場単価及び物価資料の掲載価格については、各工種に応じて別表2-5に定める補正係数を乗じて積算する。</p> <p>5 発注者は、当初積算を行う際には、PR看板の設置に係る経費を計上するものとする。</p> <p>附 則 <u>この要領は、令和7年11月1日から施行する。ただし、令和7年10月31日までに入札公告した工事及び上水道の管路工事については、なお従前の例による。</u></p>	<p><u>「月単位の週休2日」の補正係数に変更する。また、「通期の週休2日」が未達成の場合は、精算変更時に補正分を減額変更するものとする。</u></p> <p>3 土木工事、農林土木工事及び上下水道工事における市場単価方式及び標準単価方式については、各工種に応じて別表2-1から別表2-4に定める補正係数を乗じて積算する。</p> <p>4 営繕工事における市場単価及び物価資料の掲載価格については、各工種に応じて別表2-5に定める補正係数を乗じて積算する。</p> <p>5 発注者は、当初積算を行う際には、PR看板の設置に係る経費を計上するものとする。</p>